経営事項審査について

解体工事業追加に係る経営事項審査制度の改正と経過措置について

国土交通省

○　業種区分「解体工事」の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査を新設。
○　法施行後３年間（平成２８年６月１日～平成３１年５月３１日まで）に限り、経営事項審査についても経過措置を規定。

「解体工事業」に係る経営事項審査の欄を新設

◆経営事項審査において、許可業種ごとに異なる数値を記載するのは以下の赤字の審査項目◆

経営規模

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25\mathbf{X_1} + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25\mathbf{Z} + 0.15W$$

（$\mathbf{X_1}$：完成工事高　X_2：自己資本比率等　Y：経営状況　$\mathbf{Z}$：技術力　W：その他審査項目（社会性等））

解体工事業の経審では

- ① **解体工事の完成工事高** について申請
- ② **解体工事の元請完成工事高**
- ③ **解体工事の技術職員数**

について申請

経営事項審査の経過措置（平成28年6月から3年間に限る）

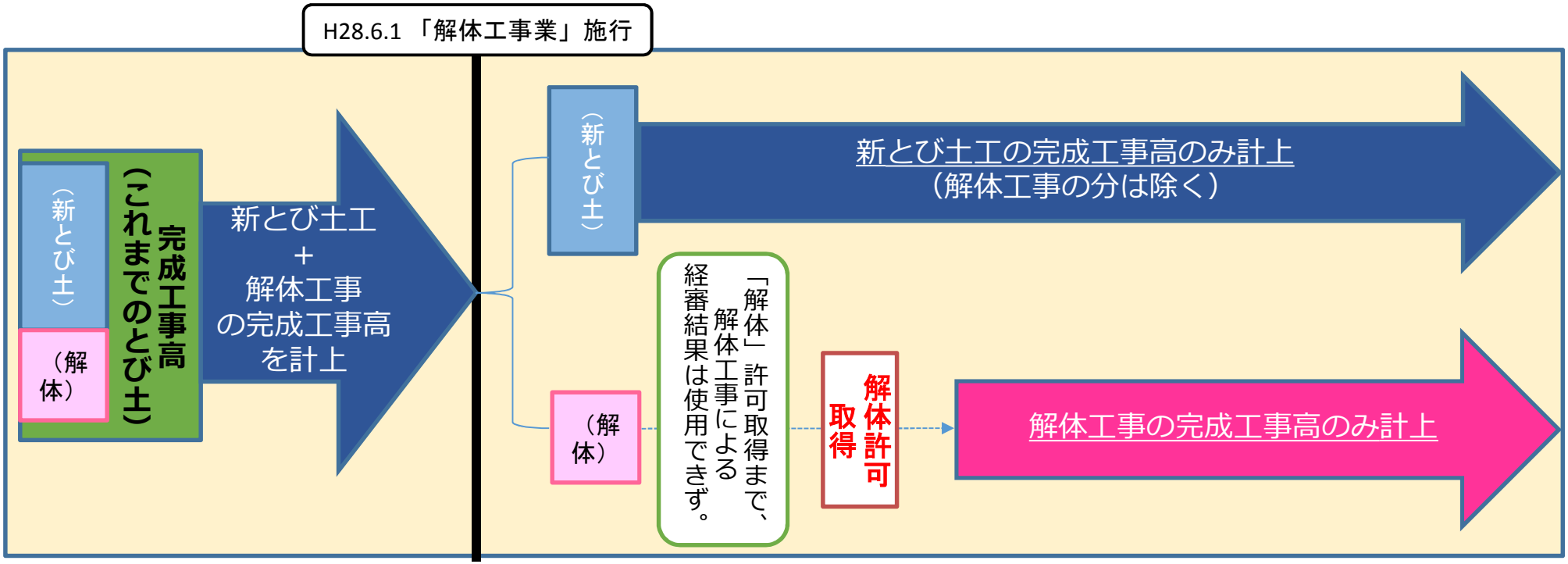
○　改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出し、通知を行う
○　「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても１の業種とみなす（通常、技術職員１人につき申請できる建設業の種類は２であるところ、当該ケースに限り３となることを認める）

経過措置期間中に限り、とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）を使用し、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出可能とする

解体業追加による経営事項審査の変化

国土交通省

◆ 法施行後、これまでのとび･土工工事業の完成工事高は、解体工事を除くとび･土工工事業（新とび･土工工事業）と解体工事業に分けて計上する必要があるため、とび･土工工事業の経審結果（P値）に変動が生じる可能性がある。



想定される主な変化

【完成工事高について】

これまで、「とび・土工・コンクリート」に含まれていた「解体」の完成工事高を分離

⇒「とび土・土工・コンクリート」の完成工事高が減少

【技術職員数について】

技術職員として申請できるのは１名につき2業種までであることから、「とび・土工工事業」の技術職員としてカウントしていた職員の一部を「解体工事業」の技術職員として置き換え。

⇒「とび土・土工・コンクリート」の技術職員数が減少

法施行後の経営事項審査結果通知書（現行～経過措置～完全施行）

国土交通省

◆ 法施行後、「解体」及び「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ・解体（経過措置）」の欄が追加され、完全施行後に「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ・解体（経過措置）」が削除される。

現在

許可区分	建設工事の種類	総合評定値（P）	完成工事高 年平均	評点（X_1）	元請完成工事高及び技術職員数 元請完成工事高 年平均	技術職員数 一級	一級（講習受講）	基幹	二級	その他	評点（Z）
	土木一式										
	プレストレストコンクリート構造物										
	：										
	とび・土工・コンクリート										
	法面処理										
	：										
	清掃施設										
	その他										
	合計										

解体工事を含む「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」

H28.6.1

経過措置期間

	土木一式										
	プレストレストコンクリート構造物										
	：										
	とび・土工・コンクリート										
	法面処理										
	：										
	清掃施設										
	解体										
	とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）										
	その他										
	合計										

解体工事を除いた「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」

「解体」及び「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ・解体（経過措置）」の欄が追加される

H31.6.1

完全施行

	土木一式										
	プレストレストコンクリート構造物										
	：										
	とび・土工・コンクリート										
	法面処理										
	：										
	清掃施設										
	解体										
	その他										
	合計										

解体工事を除いた「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」

「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ・解体（経過措置）」の欄が削除される

解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて

国土交通省

H24.3　H25.3　H26.3　H27.3　H28.3　法施行（H28.6）

（例）A社のとび土
完工高の構成

（とび土）（解体）　（とび土）（解体）　（とび土）（解体）　（とび土）（解体）

現行

（例：審査基準日H27.3.31）

（とび土）　（とび土）　（とび土）

（旧）とび・土工・コンクリート工事
直前2年又は3年の年間平均完成工事高

（新）とび・土工・コンクリート工事のみ切り出し
直前2年又は3年の、とび土工事を切り出した年間平均完成工事高

法施行後

（例：審査基準日H28.3.31）

（新とび土）　（新とび土）　（新とび土）

（解体）　（解体）　（解体）

解体工事のみ切り出し
直前2年又は3年の、解体工事を切り出した年間平均完成工事高

とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）
直前2年又は3年の年間平均完成工事高
（旧とび・土工・コンクリートと同じ完成工事高）

工事経歴書［解体・とび土を切り出して提出］

解体　とび土　解体　とび土　解体　とび土

通常は決算変更届に添付するが、法施行後に解体又はとび土の経審取得にあたっては、
当面申請時に直前2年または3年分のとび・土工・コンクリート工事業、解体工事業の工事経歴書（切り分けを行ったもの）を再度提出する

経営事項審査結果通知書（経過措置期間中の完成工事高）

国土交通省

◆法施行後は、「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」の欄には、解体工事を除くとび・土工工事業の完成工事高を、「解体」の欄には解体工事の完成工事高を記入。

◆「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ・解体（経過措置）」の欄には、「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」と「解体」の完工高を合算した値を記入。

	許可区分	建設工事の種類	総合評定値（P）	完成工事高 年平均	完成工事高 評点（X_1）	元請完成工事高 年平均	技術職員数 一級	技術職員数 （講習受講）	技術職員数 基幹	技術職員数 二級	技術職員数 その他	評点（Z）
		土木一式		100,0		00						
		プレストレストコンクリート構造物										
		・・・										
①		とび・土工・コンクリート		100,000		70,000						
		法面処理										
		・・・										
		清掃施設										
②		解体		30,000		0						
③		とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）		130,000		70,000						
		その他										
		合計		230,000		170,000						

解体工事を除いた「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」

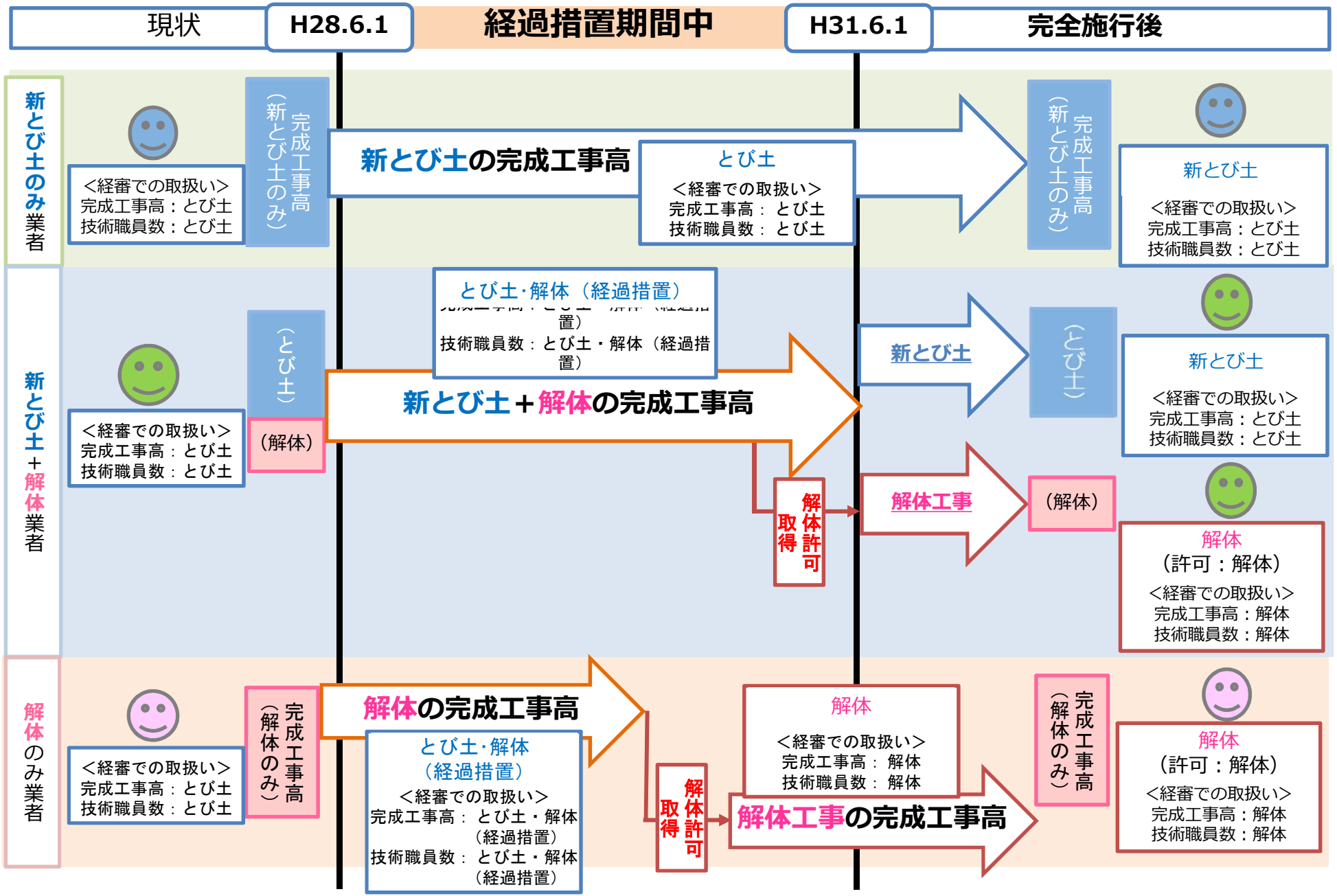
「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」と「解体」を合計した完成工事高

✓ 法施行前にとび・土工工事業で請け負った完成工事高については、法施行後の新とび・土工工事業又は解体工事業のいずれかに分類し、それぞれ「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」及び「解体」の欄に記入。

✓ 「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ・解体（経過措置）」の完成工事高は、旧とび・土工工事業の完成工事高と同じとなる（完成工事高：③＝①＋②）。

経営事項審査の取扱いについて（算出される経審点数の例）

国土交通省



経営事項審査結果通知書（経過措置期間中の技術職員数）①

国土交通省

◆現行は、１人の技術職員に対し、２業種まで申請することができる。
◆経過措置期間中（平成28年6月1日～平成31年5月31日まで）に限り、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2つを選んだ場合のみ、その他１業種を追加で申請することができる。

現行

区分	建設工事の種類	総合評定値（P）	完成工事高 年平均	完成工事高 評点（X_1）	元請完成工事高及び技術職員数 元請完成工事高 年平均	技術職員数 一級	（講習受講）	基幹	二級	その他	評点（Z）
	土木一式					1					
	プレストレストコンクリート構造物										
	・・・										
	とび・土工・コンクリート					1					
	法面処理										
	・・・										

【現行】
１人の技術職員に対し、２業種まで申請可能

経過措置期間中（平成28年6月1日～平成31年5月31日まで）

許可区分	建設工事の種類	総合評定値（P）	完成工事高 年平均	完成工事高 評点（X_1）	元請完成工事高 年平均	技術職員数 一級	（講習受
	土木一式					1	
	プレストレストコンクリート構造物						
	・・・						
	とび・土工・コンクリート					1	
	法面処理						
	・・・						
	清掃施設						
	解体					1	
	とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）					1	

【経過措置】
「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」及び「解体」の２業種を選択した場合に限り、その他１業種を追加で申請可能。

【経過措置】
「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」又は「解体」を比較し、点数の高い方が自動的に反映される

経営事項審査結果通知書（経過措置期間中の技術職員数）②

国土交通省

１人の技術職員に対して3業種申請できない例

✓ 下記の場合、「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」及び「解体」を選択していないため、３業種に申請することはできない。

※3業種申請できるのは、「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」及び「解体」の両方を申請した場合のみ

許可区分	建設工事の種類	総合評定値（P）	完成工事高 年平均	完成工事高 評点（X_1）	元請完成工事高 年平均	技術職員数 一級	技術職員数 (講習受講)	技術職員数 基幹	技術職員数 二級	技術職員数 その他	評点（Z）
	土木一式					1					
	プレストレストコンクリート構造物										
	・・・										
	とび・土工・コンクリート					1					
	法面処理										
	・・・										
	舗装					1					
	・・・										
	清掃施設										
	解体										
	とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）					1					

「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」には申請しているが、「解体」には申請していない。

「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ」及び「解体」の2業種を選択していないため、3業種申請できない。

技術職員点数について

国土交通省

◆5点の資格については、監理技術者資格者証の交付を受けた場合6点となる。

資格区分					土	建	…	と	…	解
建設業法	技術検定	1級建設機械施工技士			5			5		5
		2級建設機械施工技士　（第1種～第6種）						2		2
		1級土木施工管理技士			5			5		5
		2級土木施工管理技士	種別	土木				2		2
				薬液注入				2		2
		1級建築施工管理技士				5		5		5
		2級建築施工管理技士	種別	建築		2				2
				躯体				2		2
民間資格		地すべり防止工事（実務1年）						1		1
		解体工事								2
技術士法	技術士	建設 ・ 総合技術監理（建設）			5			5		5
		建設 「鋼構造及びｺﾝｸﾘｰﾄ」 ・ 総合技術監理 （建設 「鋼構造及びｺﾝｸﾘｰﾄ」 ）			5			5		5
		農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 （農業 「農業土木」 ）			5			5		5
		水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 （水産 「水産土木」）			5			5		5
		森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 （森林 「森林土木」）			5			5		5
職業能力開発促進法	技能検定	とび・とび工（1級）						2		2
		とび・とび工（2級＋実務3年）						1		1
		型枠施工（1級）						2		2
		型枠施工（2級＋実務3年）						1		1
		コンクリート圧送施工（1級）						2		2
		コンクリート圧送施工（2級＋実務3年）						1		1
		ウェルポイント施工（1級）						2		2
		ウェルポイント施工（2級＋実務3年）						1		1
実務経験		実務経験を有する者						1		1

※赤字の点数は、平成28年5月31日までにとび･土工工事業の技術者要件を満たしている者に対する点数。
技術者要件の経過措置期間（平成33年3月31日まで）に限り加点することができる。